国立大学法人東京外国語大学特別研 究学生規程

「平成 6年 4月 4日 ⁻ 制 定

改正 平成 14 年 9 月 20 日 平成 16 年 12 月 28 日規則第 253 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 101 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 64 号 令和 4 年 3 月 22 日規則第 37 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第42条第2項の規定に基づき、特別研究学生について必要な事項を定める。 (入学の時期)

第2条 特別研究学生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(入学資格)

第3条 特別研究学生として入学することのできる者は、本学と他の大学との協議に基づき、学生が所属する大学の推薦を受けた者とする。

(入学の志願)

第4条 特別研究学生として入学を志願する者は、学生が所属する大学の推薦書及び必要 書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の受入)

第5条 前条の志願者の受入れについては、学長が大学院総合国際学研究科教授会の議を 経て、決定する。

(研究指導期間)

- 第6条 研究指導期間は、1年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の特別研究 学生で、引続き研究指導を希望する者は、学長の許可を得て1年を限度として期間を延長 することができる。
- 2 研究指導期間延長の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

- 第7条 研究指導は、大学院設置基準に定める資格を有する教員が行うものとする。
- 2 研究科長は、前項に定める教員の中から、研究課題に応じ指導教員を指定する。
- 3 特別研究学生は、指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連ある授業を聴講することができる。

(研究の修了)

- 第8条 特別研究学生は、研究期間終了前1ヶ月以内に研究報告書を指導教員を通じて研 究科長に提出しなければならない。
- 2 研究科長は、研究修了者に対し、本人の願い出により修了証明書を交付することができる。

(授業料、入学料及び検定料)

第9条 特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

- 2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。
- 3 納付期限までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者は、納付期限の日が属 する月の末日をもって除籍する。

(準用規程)

第10条 特別研究学生については、この規程に定めるほか、必要事項については大学院学 則等を準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年9月20日から施行する。

附即

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従 前の例による。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附目

この規程は、令和4年4月1日から施行する。